

第2次北九州市いきいき長寿プラン 事業調書

目標	施策の方向性	No.	取組名	概要	成果指標 (上段) 指標名・指標数値 (下段) 指標設定の考え方	取組結果 (令和4年度)	今後の方向性(令和5年度以降)・課題など
		105	北九州医療・介護連携プロジェクトの推進	<p>病気が要介護状態となっても、住み慣れた地域で療養しながら安心して暮らし続けることができるよう、市内5か所の在宅医療・介護連携支援センターで医療・介護関係者からの在宅医療に関する専門相談への対応や、各種研修会等を実施し、多職種・多機関連携の促進を図るとともに、在宅医療の提供等に関係する施設の情報公開や様々な手法・機会を活用した普及啓発に取り組みます。また、多職種・多機関連携の更なる強化を目的に、市全体で取り組む課題や共通のルール等を検討し、それらを広く普及させるための基盤となる、北九州医療・介護連携プロジェクト会議において作成した「とびうめ@きたきゅう」を中核としたプロジェクトの普及・利用促進に努め、在宅医療と介護が切れ目なく提供される環境づくりを進めます。</p>	<p>「とびうめ@きたきゅう」登録者数11,517名(R2.8.31時点) → 令和5年度:30,000名</p> <p>多職種・多機関連携の起点となる情報共有システム(「とびうめ@きたきゅう」)の登録者数であるため、指標として適切である。</p>	<p>・在宅医療のコーディネーター拠点である「在宅医療・介護連携支援センター」を市内5か所に設置し、医療・介護関係者からの専門相談に対応した。(相談件数:359件)</p> <p>・市内の病院、診療所、訪問看護事業所、薬局、歯科診療所の在宅医療に関する取組や体制状況などの情報を検索・閲覧できる「きたきゅう在宅医療情報なび」を公開した。</p> <p>・市内の医療・介護の専門職などで構成する「北九州医療・介護連携プロジェクト会議」にて、医療・介護関係者の連携ルールや患者・利用者の情報共有ツールである「とびうめ@きたきゅう」の普及啓発について検討し、令和元年11月からの八幡地区でのモデル実施を経て、令和2年6月から全市展開を開始した。</p> <p>・医療・介護事業所の連携ルールの普及や「とびうめ@きたきゅう」の利用状況について、医療機関や居宅介護支援事業所を対象に調査を行った。(R4.12月)</p> <p>・「とびうめ@きたきゅう」の登録者数が36,534名となった。(R5.3月末時点)</p> <p>・市民センターなどで地域住民などを対象に、「とびうめ@きたきゅう」や在宅医療の普及啓発を目的とした講演会を開催した。(51回開催)</p>	<p>・「北九州医療・介護連携プロジェクト会議」を中心に、医療・介護事業所間での連携ルールや情報共有ツールの整備と定着に取り組む。</p> <p>・医療・介護事業所に対して「北九州医療・介護連携プロジェクト」の取組について周知を図る。</p> <p>・市民への啓発講演などを継続して行い、医療・介護についての知識や「とびうめ@きたきゅう」などの医療・介護連携の取組について周知を図る。</p>
		106	かかりつけ医の普及啓発	<p>身近な地域で、日常的な診療、健康相談や保健指導等を行うとともに、必要に応じて、適切な医療機関や専門医を紹介してくれる「かかりつけ医」について、市民に分かりやすく普及啓発を図ります。</p>	<p>高齢者等実態調査における「かかりつけ医」を決めている人の割合 一般:86.2%、在宅:95.4%、若年:37.4%(令和元年度時点) → 一般:87%、在宅:96%、若年:39%(令和5年度目標)</p> <p>「かかりつけ医」を決めている人の割合は、かかりつけ医の普及・啓発の指標として適切であると考えられるため。</p>	<p>・地域の医療・介護専門職に対して、在宅医療・介護に関するテーマで研修会やグループワークを開催した。(24回開催、延べ1,729名参加)</p> <p>・市民への普及啓発を目的に、「かかりつけ医」に関する内容を市ホームページに公開した。</p>	<p>今後も医師会などの関係団体と協力しながら、かかりつけ医を中心とした多職種・多機関連携の推進に取り組むとともに、「きたきゅう在宅医療情報なび」などを活用しながら市民に対し必要な情報提供を行っていく。</p>
		107	かかりつけ歯科医の普及啓発	<p>身近な地域で、日常的な診療、健康相談や保健指導等を行うとともに、必要に応じて、適切な医療機関や専門医を紹介してくれる「かかりつけ歯科医」について、市民に分かりやすく普及啓発を図ります。</p>	<p>かかりつけ歯科医を決めている人の割合(対象:一般高齢者) 令和元年度:79.6% → 令和5年度:80%</p> <p>前計画において目標を達成していないため、前回と同じ80%を目標として設定。</p>	<p>歯周病検診の受診率向上を目的にモデル事業(自己負担金を1,000円から500円へ減額)を行い、一定の効果が確認できた。併せて、受診の機会をきっかけとしてかかりつけ歯科医をもつことの意識づけにつなげた。</p> <p>【北九州市高齢者実態調査より】 かかりつけ歯科医を決めている人の割合 (対象:一般高齢者) R4年度:77.9%</p>	<p>歯周病検診の自己負担金を500円に設定して本格実施し、引き続きかかりつけ歯科医の普及啓発に取り組む。</p>
		108	かかりつけ薬剤師等啓発事業	<p>市民を対象に、かかりつけ薬局や薬剤師をもつことのメリットや医薬分業、医薬品や健康食品の適正使用、ジェネリック医薬品などについて周知するため、「くすりのセミナー」を実施します。</p>	<p>くすりのセミナー実施回数 令和元年度:12回 → 令和5年度:12回</p> <p>市民に対して、かかりつけ薬局や薬剤師の必要性等について、直接啓発を行った回数を成果の指標とする。</p>	<p>8回 新型コロナウイルス感染症の影響により期間を短縮して実施</p>	<p>より多くの市民・団体に活用していただけるよう広報ルートを多様化する。</p>

第2次北九州市いきいき長寿プラン 事業調書

目標	施策の方向性	No.	取組名	概要	成果指標 (上段) 指標名・指標数値 (下段) 指標設定の考え方	取組結果 (令和4年度)	今後の方向性(令和5年度以降)・課題など
3 権利擁護・虐待防止の充実・強化							
		146	成年後見制度の中核機関の機能拡大による利用促進	適切な成年後見人等の選任(受任調整)や後見人等選任後の状況に応じた必要な見直し(モニタリング)など、成年後見制度の利用を必要とする対象者が、より本人にふさわしい形で制度を利用できるよう、関係機関と協議、検討を進めます。	後見人等支援・相談件数 R1 36件(ただし半年分数) → R5 80件 後見人等の相談に応じることが、成年後見制度の利用促進につながるため。	後見人の支援にかかる相談件数 77件	権利擁護・市民後見センター、北九州成年後見センターなど関係機関との連携に努め、受任調整やモニタリングの体制確立のほか、地域連携ネットワークの構築を図る。
		147	成年後見制度の利用相談や啓発の実施	成年後見制度の利用が必要な対象者(認知症高齢者等で判断能力が十分でない人)のより一層の制度利用を促進するため、制度の利用に係る相談や啓発を行います。	成年後見制度相談件数 R1 461件 → R5 480件 成年後見制度利用支援(相談)を行うことが、判断能力が不十分な高齢者等の権利擁護につながるため。	成年後見制度相談件数 593件	成年後見制度利用に係る相談及び啓発等の充実に努め、制度のより一層の利用促進を図る。
		148	成年後見制度の申立て費用等の助成	成年後見制度の利用が特に必要であると認められ、本人や2親等以内の親族等からの家庭裁判所への成年後見等の申立てが困難な場合に、市長が法定後見の申立てを行うとともに、生活保護受給者などの場合は、その申立て費用や後見人報酬を助成します。	未設定 数値目標を設定できる性質のものではないため。	適正に実施	市長申立ての実施や費用助成のほか、本人・親族申立て案件に対する助成を引き続き行うことにより、成年後見制度の利用支援の充実を図る。
		149	成年後見制度利用促進中核機関の運営	成年後見制度の利用を促進するため、広報や相談対応を行うとともに、成年後見制度に関わる各種個人・団体の情報を集積し、相互の連携(地域連携ネットワーク)の強化を図る。司令塔的な機能を担う成年後見制度利用促進中核機関を運営します。	後見人等支援・相談件数 R1 36件(ただし半年分数) → R5 80件 後見人等の相談に応じることが、成年後見制度の利用促進につながるため。	後見人の支援にかかる相談件数 77件	成年後見制度の普及啓発のほか、被後見人及び成年後見人の支援等の充実に努め、制度のより一層の利用促進を図る。
		150	あんしん法律相談の実施	高齢者又はその家族などを対象に、「借地・借家」「相続」「金銭管理」「近隣とのトラブル」など民事・刑事上の法律に関わる問題について、福岡県弁護士会北九州部会の協力を得て、各区役所において無料で法律相談を実施します。	相談件数 R1 119人 → R5 135人 高齢者の法律相談を受ける場の確保が高齢者の安心の確保につながるため。	相談件数 120人	高齢者等が抱える民事・刑事上の問題について、弁護士により法律相談を引き続き実施し、高齢者等の安心の確保につなげていく。
		151	金銭管理や財産保管サービス等提供の支援	判断能力が衰えてきた高齢者などに対し、福祉サービスの手続きや日常生活に必要な金銭管理サービス、財産保管サービス等を提供する「権利擁護・市民後見センター「らいと」」の事業を支援します。	未設定 北九州市社会福祉協議会が実施主体の事業に対する事業費補助のため	適正に実施	引き続き事業を支援し、認知症高齢者等の権利擁護を図る。
		152	成年後見制度における市民後見人の育成	「市民後見人」を育成するとともに、「権利擁護・市民後見センター「らいと」」で法人後見を実施する等により、育成した「市民後見人」に対する活動機会の提供を図ります。また、市民後見人の個人受任による後見活動を支援するための相談・支援体制整備、賠償責任保険の費用負担を行います。	市民後見人養成数(累計) R1 122人 → R5 145人 社会貢献活動に熱意を抱く市民を対象に市民後見人養成研修を行うことにより、成年後見制度の担い手や理解者を増やすことにつながるため	市民後見人養成者数 144人	権利擁護・市民後見センター及び弁護士会の協力の元、市民後見人個人受任に向けて市民後見推進体制を整備し、充実を図る。